

# V 自己資本の充実の状況

## 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
基本的項目 (A)	27,547	28,512	控除項目 (D)	—	—
出資金 (うち後配出資金)	7,628 (—)	7,900 (—)	他の金融機関の 資本調達手段の意図的な 保有相当額	—	—
回転出資金	—	—	負債性資本調達手段お よびこれに準ずるもの	—	—
再評価積立金	—	—	期限付劣後債務および これに準ずるもの	—	—
資本準備金	—	—	非同時決済取引に係る控除 額および信用リスク削減手 法として用いる保証または クレジット・デリバティブ の免責額に係る控除額	—	—
利益準備金	8,004	8,304	基本的項目からの控除分を 除く自己資本控除とされる 証券化エクスポージャー (ファンドのうち裏付資産を 把握できない資産を含む。) および信用補完機能を持つ I/O ストリップス(告示第 223 条を準用する場合を含 む。)	—	—
その他積立金	11,316	11,797	控除項目不算入額	—	—
次期繰越剰余金 (または次期繰越損失金)	637	551	自己資本額 (E)=(C)-(D)	30,056	30,971
処分未済持分	△ 37	△ 39	リスク・アセット等計 (F)	181,833	187,096
その他有価証券の評価差損	—	—	資産(オン・バランス)項目	162,155	167,531
営業権相当額	—	—	オフ・バランス取引等項目	—	—
企業結合により計上され る無形固定資産相当額	—	—	オペレーショナル・リスク 相当額を 8% で除して得 た額	19,679	19,565
証券化取引により増加し た自己資本に相当する額	—	—	基本的項目比率 (A)/(F)	15.14%	15.23%
補完的項目 (B)	2,509	2,458	自己資本比率 (E)/(F)	16.52%	16.55%
土地の再評価額と再評価 の直前の帳簿価額の差額 の 45% 相当額	1,868	1,849			
一般貸倒引当金	641	609			
負債性資本調達手段等	—	—			
負債性資本調達手段	—	—			
期限付劣後債務	—	—			
補完的項目不算入額	—	—			
自己資本総額 (C) = (A) + (B)	30,056	30,971			

(注) 1. 平成 18 年 3 月 28 日金融庁・農林水産省告示第 2 号「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」に定められた算式に基づき算出したものです。

2. 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	平成 21 年度			平成 22 年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府および中央銀行向け	2,576	—	—	1,993	—	—
我が国の地方公共団体向け	42,739	—	—	42,046	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	8,636	—	—	3,816	—	—
金融機関および第一種 金融商品取引業者向け	271,331	62,539	2,502	306,139	69,502	2,780
法人等向け	6,781	4,058	162	4,330	3,000	120
中小企業等向けおよび 個人向け	28,386	19,292	772	28,997	19,890	796
抵当権付住宅ローン	48,386	16,849	674	48,336	16,833	673
不動産取得等事業向け	1,967	1,950	78	2,035	2,022	81
三月以上延滞等	1,209	912	36	879	558	22
信用保証協会等保証付	39,281	3,889	156	37,772	3,741	150
共済約款貸付	779	—	—	878	—	—
出資等	23,336	23,336	933	23,060	23,060	922
複数の資産を裏付とする 資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の 把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	31,507	29,329	1,173	31,287	28,924	1,157
<b>合計</b>	<b>506,913</b>	<b>162,155</b>	<b>6,486</b>	<b>531,567</b>	<b>167,531</b>	<b>6,701</b>
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当 額を 8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	所要自己資本額 オペレーショナル・リスク相当 額を 8% で除して得た額 a	所要自己資本額 オペレーショナル・リスク相当 額を 8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%
		<b>787</b>		<b>19,565</b>	<b>783</b>	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 所要自己資本額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%
		<b>7,273</b>		<b>187,096</b>	<b>7,484</b>	

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

- 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞  

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出において、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

#### ② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	平成21年度				平成22年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
農業	3,946	3,946	—	4	2,968	2,968	—	4
林業	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	10	10	—	—	401	5	397	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
法 建設・不動産業	13,008	13,008	—	—	6,377	6,377	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	403	1	402	—	588	1	587	—
人 運輸・通信業	106	5	100	—	105	5	100	—
金融・保険業	271,529	9,746	15,131	—	306,339	9,746	17,222	—
卸売・小売・飲食・サービス業	1,081	77	1,004	—	766	66	700	—
日本国政府・地方公共団体	45,313	42,237	3,076	—	44,038	41,544	2,494	—
上記以外	23,324	—	—	—	23,048	—	—	—
個人	116,504	116,459	—	1,205	115,269	115,234	—	875
その他	31,688	—	—	—	31,667	—	—	—
<b>業種別残高計</b>	<b>506,913</b>	<b>185,490</b>	<b>19,714</b>	<b>1,209</b>	<b>531,567</b>	<b>175,946</b>	<b>21,500</b>	<b>879</b>
1年以下	255,599	6,542	2,907	—	292,113	12,390	1,855	—
1年超3年以下	27,269	21,956	5,314	—	18,287	9,412	7,875	—
3年超5年以下	20,826	12,405	8,421	—	21,896	13,702	8,194	—
5年超7年以下	19,736	18,540	1,195	—	20,931	19,137	1,794	—
7年超10年以下	16,759	14,882	1,876	—	13,642	11,959	1,683	—
10年超	108,390	107,887	—	—	106,688	106,086	98	—
期限の定めのないもの	58,335	3,278	—	—	58,011	3,260	—	—
<b>残存期間別残高計</b>	<b>506,913</b>	<b>185,490</b>	<b>19,714</b>	—	<b>531,567</b>	<b>175,946</b>	<b>21,500</b>	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

③ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成 21 年度				平成 22 年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	676	641	—	676	641	609	—	641	609
個別貸倒引当金	699	568	108	591	568	525	52	516	525

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	平成 21 年度					平成 22 年度							
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
法 人	農業	41	39	—	41	39	—	39	29	—	39	29	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	658	529	108	552	529	107	529	496	52	477	496	52
業種別計	699	568	108	591	568	107	568	525	52	516	525	52	

(注) 当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高および自己資本控除額

(単位：百万円)

	平成 21 年度			平成 22 年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク 削減効果勘 案後残高	リスク・ウエイト 0%	—	61,898	61,898	—	54,135	54,135
	リスク・ウエイト 10%	—	38,890	38,890	—	37,413	37,413
	リスク・ウエイト 20%	402	261,014	261,416	887	295,860	296,747
	リスク・ウエイト 35%	—	48,139	48,139	—	48,096	48,096
	リスク・ウエイト 50%	1,203	433	1,636	997	404	1,400
	リスク・ウエイト 75%	—	25,838	25,838	—	26,627	26,627
	リスク・ウエイト 100%	—	68,693	68,693	—	66,906	66,906
	リスク・ウエイト 150%	—	403	403	—	243	243
その他	—	—	—	—	—	—	
自己資本控除額	—	—	—	—	—	—	
計	1,605	505,308	506,913	1,883	529,683	531,567	

(注) 1. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。  
2. 自己資本控除額には、非同時決済取引に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額、自己資本控除される証券化エクスポージャー（ファンドのうち裏付資産を把握できない額を含む。）、信用補完機能を持つ I/O ストリップがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。当 J A では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 J A では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A- または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

## ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	8,636	—	3,816
金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	104	1,639	100	—
中小企業等向けおよび個人向け	1,585	—	1,479	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	18	0	10	—
証券化	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合 計	1,706	10,275	1,589	3,816

- 注1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む。）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

## 5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資等エクスポージャーに関する事項

### ① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ② 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	平成 21 年度		平成 22 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	23,336	23,336	23,060	23,060
合 計	23,336	23,336	23,060	23,060

注「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③ 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成 21 年度			平成 22 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

### ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成 21 年度		平成 22 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

平成 21 年度		平成 22 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## 8. 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動した時（ただし0%を下限）に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

### ② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

（単位：百万円）

	平成 21 年度	平成 22 年度
金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額	△ 7,935	△ 7,596